

大垣市民病院照明設備LED化事業

公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 事業名称

大垣市民病院照明設備LED化事業

(2) 事業概要

蛍光灯等照明器具の生産終了及び高騰する電気料金並びに温室効果ガスによる地球温暖化への対応のため、リース方式により施設照明器具をLED化する。

(3) 仕様書

大垣市民病院照明設備LED化事業仕様書

(4) 対象施設

大垣市民病院（岐阜県大垣市南頬町4丁目86番地）

(5) 対象器具の種別及び数量

既設照明・提案照明一覧は、第10号様式として示すが、当院ホームページには掲載せず、参加資格があると認められた者に別途配布する。

(6) 契約期間

契約締結日から令和19年3月31日

※本契約は地方自治法第214条に規定する債務負担行為とする。

(7) 契約金額の上限額

金666,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

賃貸借期間中、年度ごとに次の支払限度額の範囲で支払う。

年 度	支払限度額
令和8年度	0円
令和9～18年度	66,600,000円

2 提案資格に関する事項

提案資格の認定基準日（以下「基準日」という。）は、プロポーザル提案意向申請書の提出期限の日とする。ただし、基準日から契約候補者の特定の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、参加資格を有しないものとして契約候補者とししない。

- (1) 代表構成員は、本プロポーザル方式の公告の日までに、大垣市業者選定要綱（平成10 年告示第144号）第9 条に規定する有資格業者名簿に登載され、かつ、仕様書に定めた当該業務に対応する業者として「23リース・レンタル業務関係」の登録が認められた者であること。
- (2) 構成員のうち施工事業者は大垣市内に本店がある特定建設業の許可事業者で、本プロポーザル方式の公告の日までに、大垣市業者選定要綱（平成10 年告示第144号）第9条に規定する有資格業者名簿に登載され、かつ、仕様書に定めた当該業務に対応する業者として「8電気工事業」の登録が認められた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11 年4 月1 日制定）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (6) 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23 年1 月4 日制定）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (7) 代表構成員は、官公庁発注で、過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）に完了、引渡しした類似業務の実績を1件以上有すること。

3 提案者の構成

提案者の構成は次のとおりとする。

- (1) 構成員の役割ごとの分担業務

役割	業務内容
リース事業者	照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続
設計事業者	調査・設計業務
施工事業者	照明器具の更新作業に係る全ての業務
維持管理事業者	賃貸借期間中の維持管理業務

- (2) 代表構成員及び構成員

本件は、原則共同提案とする。

- ① 代表構成員は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。
- ② 代表構成員は、施工業務を除き兼務することができる。

- ③ リース事業者を除く各役割の構成員は、複数事業者での構成も可とする。
- ④ 参加表明書の提出後は、提案者の構成員を変更することはできない。

4 提案手続に関する事項

(1) 担当部課

担当部課	大垣市民病院事務局施設課
郵便番号	503-8502
住 所	岐阜県大垣市南頬町4丁目86番地
電 話	0584-81-3341
メールアドレス	byouinsisetuka@city.ogaki.lg.jp

(2) 提案書の提出者の資格の確認

本プロポーザルに参加する者（以下「提案意向者」という。）は、プロポーザル提案意向申請書（第1号様式）及び次の添付書類を提出すること。提案意向申請書により提案資格の審査を行い、提案意向者全員に対し結果を通知する。

① 提出書類

No.	様式	代表構成員	構成員
1	プロポーザル提案意向申請書（第1号様式）	1部	
2	グループ構成表（第2号様式）	1部	
3	誓約書（第3号様式）	1部	各1部
4	会社概要（第4号様式）	1部	各1部
5	受託実績一覧（第5号様式）	1部	

② プロポーザル提案意向申請書の提出期間

令和8年4月13日（月）から令和8年5月15日（金）まで（休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

※ 持参、郵送（書留郵便に限る）又は電子メールのいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

③ 受付場所

「(1)担当部課」と同じ

④ プロポーザル提案資格確認結果通知書等の送付

担当部課において提案資格の有無を確認後、令和8年5月22日（金）に

プロポーザル提案資格確認結果通知書（第6号様式）を電子メールにより通知し、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（第7号様式）により提案書等の提出について要請する。

(3) 事前調査について

事前調査を希望する者については、以下のとおり調査の実施を認める。なお、事前調査の参加は義務ではない。

① 申込期間

令和8年4月13日(月) から6月5日(金)正午まで

※調査期間と申込期間が異なりますのでご注意ください。

② 申込方法

調査を希望する者は、事前調査申請書（第8号様式）を次の申込先へ電子メールで提出すること。なお、メールタイトルには「大垣市民病院照明設備LED化事業に関する事前調査申請（商号又は名称）」と明記し、電子メール送信後、速やかに電話にて当該メールの着信確認を行うこと。

③ 申込先

「(1)担当部課」と同じ

④ 調査日

調査希望願書をもとに施設との調整により決定します。

⑤ 事前調査の実施

事前調査の実施について、以下のとおりとする。

- 1) 調査日時によっては、診療・処置・手術等の医療行為の実施や患者の利用により立ち入れない病室、診察室、処置室等がある。
- 2) 調査方法は目視によるものとし、診療の妨げとならないよう患者及び医療スタッフの業務を妨げないようにすること。
- 3) 患者のプライバシー及び個人情報の保護に十分配慮した上で、写真撮影を許可する。なお、患者が写り込まないように細心の注意を払うこと。
- 4) その他個別に病院（施設管理者・担当部課等）から注意事項が案内された場合には従うこと。

(4) 技術提案について

提案者は大垣市民病院照明設備LED化事業仕様書等に基づき、次のとおり技術提案書を作成し提出すること。

① 技術提案書の構成

名称	様式	記載内容・方法
既設照明・提案照明一覧	第10号様式	
削減効果一覧	第11号様式	第10号様式との整合性を図ること。
技術提案書	任意様式	記載する順番及び記載内容は「②提案内容」のとおりとする。
見積書	任意様式	技術提案書の内容を実施するための費用について、「1(7)契約金額の上限額」の限度内で作成すること。

② 提案内容

No.	提案事項	記載内容・方法等
1	本事業と類似する事業の実績	国又は地方公共団体が発注した、本事業と類似する事業の実績について説明すること。
2	事業スケジュール	想定する事業スケジュールに対する考え方を提案すること。
3	照明器具の仕様	照明器具の選定方法とその理由、提案機器の性能と仕様について提案すること。
4	電気使用量・電気料金・CO2排出量の削減効果	電気使用量の削減量を示し、電気料金およびCO2排出量の削減効果について説明すること。
5	施工計画	施工体制、施工方法、品質管理、安全管理等について提案すること。
6	保守体制	不具合が発生した場合の保守体制や、照明器具に対する保証内容、保証期間について提案すること。
7	独自提案	上記以外に本市にとって有益な提案があれば提示すること。

(5) 提案書の提出

① 提出書類

- 1) 提案書（第9号様式）1部
- 2) 既設照明・提案照明一覧（第10号様式）1部
- 3) 削減効果一覧（第11号様式）1部
- 4) 技術提案書（任意様式）正本1部、副本10部

プレゼンテーション資料は評価項目順に作成し、1項目あたり片面1頁に整理すること。正本・副本ともにA4サイズ、片面印刷、左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。

5) 見積書（任意様式） 1部

提案する内容に本市の修正がないものとした参考見積書。なお、見積金額は評価しません。

② 提出期限

令和8年6月5日（金）まで（休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

③ 提出場所

「(1)担当部課」と同じ

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

⑤ 注意事項

1) 提案書（第9号様式）の添付書類やプレゼンテーションで使用する資料に、業者名、代表者名（写真）、ロゴマーク、大垣市との契約実績の内容、その他提案者名を識別可能な表示をしないこと。

2) 提出する資料については、提案資料およびその補足資料ともに、ヒアリングでのプレゼンテーションの際に必ずその内容すべてに触れて説明すること。また、資料枚数の多寡によるプレゼンテーションの持ち時間の延長・短縮といった対応は行わないため、過剰な量の参考資料の添付とならないようにすること。

3) 提出期限後、提案者の都合により提案書の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

(6) 質問

本プロポーザルの実施要領に関する質問については、次の方法により受け付ける。

① 受付期間

令和8年4月13日（月）から令和8年4月20日（月）午後5時まで

② 質問書（第12号様式）

質問内容は、実施要領等の項番号等を指定し、具体的に質問すること。なお、実施要領等に関する提案については回答しない。

③ 提出方法

事務局施設課へ電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により質問書到着の確認をすること。

1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：byouinsisetuka@city.ogaki.lg.jp

件名を「プロポーザルに関する質問（商号又は名称）」とし、質問書を添付して送信すること。

④ 質問に対する回答

令和8年4月24日（金）に市民病院ホームページで公表する。

5 審査

審査は、評価委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、契約候補者を決定する。

(1) ヒアリングの予定時期及び場所等

① 予定時期

令和8年6月中旬

② 予定場所

大垣市民病院内

③ ヒアリング内容

- 1) ヒアリングに参加する提案者は2名以内とする。
- 2) プレゼンテーションは20分以内とする。
- 3) プレゼンテーション後10分間、質疑の時間を設ける。
- 4) プレゼンテーションは提案意向申請書の受付順に行う。
- 5) 提案者が多数となった際は、プレゼンテーション又は質疑の時間短縮、もしくは提案書をもとにした質疑応答のみで評価を行う場合がある。

④ 注意事項

- 1) 提案事項の順番にまとめること。
- 2) ヒアリング中は、業者名を明示しないこと。
- 3) 提案書等の提出と同時に提出していない資料等を新たに提出することは認めない。
- 4) プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。
ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。

(2) 評価基準

No.	提案事項	評点	加重	配点
1	本事業と類似する事業の実績	5	×2	10
2	事業スケジュール	5	×4	20
3	照明器具の仕様	5	×2	10

No.	提案事項	評点	加重	配点
4	電気使用量・電気料金・CO2排出量の削減効果	5	×2	10
5	施工計画	5	×4	20
6	保守体制	5	×3	15
7	独自提案	5	×3	15
	合 計			100

採点基準表

区分	評価
優れている	5
やや優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

(3) 最低評価基準点

60 点（評価委員 1 人あたり）

※評価委員 1 人あたりの最低評価基準点。60 点未満となった場合は失格となります。

(4) 評価方法

- ① 評価委員会において、競争性・透明性の確保を十分に配慮しながら、各提案者からの企画提案内容を評価・採点し、審議のうえ選定する。
- ② 提案者の評価点数が同点となった場合は、評価基準表の「事業スケジュール」の評価が高い提案者を上位とし、「事業スケジュール」の評価も同点の場合は、評価委員長が上位者の提案を決定する。

(5) 本事業の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 注意事項

- ・ 評価委員の採点結果が 60 点未満となった場合は、当該提案者は失格となります。
- ・ 評価委員会が1位とした者が、契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次の順位の者と契約交渉をする場合がある。

6 審査結果

(1) 結果通知書の送付

令和8年6月下旬（予定）に提案者全員に「結果通知書（第13号様式）」を送付する。

(2) 審査結果の公表

① 公表内容

契約候補者名、提案事業者数を公表する。

② 公表方法

大垣市民病院ホームページに掲載する。

(3) 非特定理由の説明請求

① 請求方法

書面にて説明を求めることができる（任意様式）。

② 請 求 先

「4(1)担当部課」と同じ

③ 請求期間

結果通知日の翌日から起算して、1週間以内。

④ 回 答

請求期間の最終日の翌日から起算して2週間以内に書面により行う。

7 失格要件

プロポーザル提案意向申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、提案書類を受け付けず、若しくは評価を行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(1) 提案資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。

(2) 提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(3) 不正な利益を図る目的で、評価委員会等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

(4) 提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないとき。

(5) 評価委員の採点結果が最低評価基準点未満となったとき。

(6) 他の提案者と構成員が重複したとき。

(7) その他、評価委員会が不適切と判断したとき。

8 契約の締結

(1) 契約候補者は、市と詳細な協議を実施した後、双方合意の上、契約を締結する。

- (2) 契約条項及び仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について、1(7)の上限額の範囲内で協議し、確定するものとする。なお、協議にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令などの法令及び大垣市が制定した条例、規則の内容に従い協議を行うものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位の者から順に繰り上がるものとする。
- ① 「2 提案資格に関する事項」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - ② 提案資格又は提案内容が無効となったとき
 - ③ その他特別な事由により契約が不可能と認められるとき

9 プロポーザル方式のスケジュール

日程	項目
令和8年4月13日（月）	プロポーザル実施の公表 提案意向申請書及び質問書の受付開始
令和8年4月13日（月） ～6月5日（金）	事前調査期間
令和8年4月20日（月）	質問書の受付期限
令和8年4月24日（金）	質問書の回答
令和8年5月15日（金）	提案意向申請書の提出期限
令和8年5月22日（金）	提案資格確認結果の通知、書類提出要請書の送付
令和8年6月5日（金）	提案書提出期限（辞退届提出期限）
令和8年6月中旬	評価委員会（ヒアリング及び評価）
令和8年6月下旬以降	契約候補者選定結果の通知
令和8年7月上旬	契約内容に関する詳細協議
令和8年7月下旬	契約書の締結

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

10 その他留意事項

- (1) プロポーザル提案意向申請書を提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに、辞退届（第14号様式）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用は、すべて提案者の負担

とする。

- (3) プロポーザルで使用した提出書類は返却しない。
- (4) 提案書の知的所有権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の知的所有権は大垣市に帰属する。
- (5) 提出された提案書及びその他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類については、大垣市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 提案書等提出書類の提出後に記載内容の追加、修正は認めない。
- (7) 本プロポーザル方式は、優れた契約候補者を選定するために実施するものであり、その契約候補者の提案内容に拘束を受けないものとする。